

平成 30 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社翔栄
(コード番号 3483 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 木村 鉄三
問合せ先 総務管理部長 竹花 浩一
T E L 052-228-8828
U R L <http://www.shoeigroup.co.jp/>

和解による訴訟の解決及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社が平成 29 年 10 月 31 日に公表いたしました「平成 29 年 7 月期発行者情報」の 15 頁目の 4 【事業等のリスク】の「(8) 訴訟等について」に記載をしておりました当社を原告とする真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求訴訟につきまして、平成 30 年 3 月 7 日に裁判上の和解が成立し、平成 30 年 3 月 29 日に和解金が入金されました。これにより下記のとおり特別利益を計上する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成 27 年 6 月に当社は株式会社ロハス（以下、ロハスという）を相手取り、当社が所有を主張している不動産（3 筆の土地、1 個の建物）の真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求訴訟を提訴いたしました。平成 29 年 3 月に千葉地方裁判所から当社敗訴の第一審判決を受け、平成 29 年 4 月に東京高等裁判所に控訴しておりました。

当社は、これまでの同訴訟において主張を尽くしてまいりましたが、これまでの訴訟の経過、本件の事案の内容、訴訟を継続した場合の訴訟費用の増加等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本件解決を図ることが最善の策であると判断し、下記 3. の内容を骨子とする裁判上の和解をすることといたしました。

2. 和解の相手方の概要

- | | | | |
|---------------|-------------|---------|------------------------|
| (1) 名 | 称 | 株式会社ロハス | |
| (2) 所 | 在 | 地 | 千葉県市川市五井中央西二丁目 15 番地 5 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 高橋 輝夫 | | |

3. 和解の主な内容

- (1) これまで当社が所有権を主張していた不動産（3 筆の土地、1 個の建物）について、当社は、ロハスが所有権を有することを確認する。
- (2) ロハスは、当社に対し、和解金として金 1,300 万円の支払い義務があることを認める。

4. 今後の見通し

本件和解により、平成30年7月期に特別利益として上記和解金の金額を計上する見込みです。
また、本件和解に伴う特別利益の計上が当社グループの業績に与える影響は軽微であります。

(参考) 当期業績予想(平成30年2月26日公表分)及び前期実績

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 |
|----------------------|----------|--------|--------|--------|
| 当期業績予想 (平成30年7月期) | 1,354百万円 | 234百万円 | 164百万円 | 101百万円 |
| 前期実績 (平成29年7月期) | 770百万円 | 87百万円 | 20百万円 | △15百万円 |

以上